

(案)

宮代町議会BCP
(業務継続計画)

令和 年 月
埼玉県宮代町議会

目 次

1	議会BCPの目的	1
2	議会、議員の行動指針	1
3	執行機関との関係	2
4	議会BCPの発動基準	2
5	連絡会議	3
6	議員の役割	4
7	事務局の役割	5
8	その他	6
9	宮代町議会BCP組織対応イメージ図	7
10	議員の参集フロー図	8
11	宮代町議会災害対応要領	9
12	議会BCP行動基準～地震・風水害編～	11
13	// 初動期①	12
14	// 初動期②	13
15	// 応急期	14
16	// 復旧・復興期	15
17	議会BCP行動基準～新型コロナウイルス等感染症編～	16
18	// 国内発生早期	17
19	// 国内発生期	17
20	// 県内発生期	18
21	// 感染拡大期	19
22	// まん延期	19
23	// 小康期	20

1 議会BCPの目的

大規模災害などの非常事態においても、二元代表制として議決機関、住民代表機関としての議会は、迅速で正確な意思決定が必要となる。

宮代町議会では、多様なニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、初動対応をはじめとした災害対応について必要な事項を定めるとともに、被害の拡大防止、並びにこれまでの風水害や地震の災害対策に加え、感染症等の発生時においても迅速に対応しながら、議会機能の早期回復、並びに維持を図ることを目的として議会BCPを策定するものである。

※BCP：Business Continuity Plan（ビジネス・コンティニューイティ・プラン）

『業務継続計画』の頭文字を取った言葉

2 議会、議員の行動指針

議会は、町内で大規模災害が発生した非常事態時においても、重要な契約、条例、予算、決算などの審議において、執行機関の事務執行状況のチェックや評価を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する必要がある。

また、大規模災害発生時の初動期対応から復旧・復興期の各段階においても、様々なケースを想定し、必要に応じて審議・調査等が行えるよう体制を整えておかなければならない。

議員は、議会の機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本であるが、大規模災害発生時には、議員自身等の安全確保や安否確認に努めるとともに、同時に地域の一員として災害対策を行いながら、地域の被災状況や要望等の情報収集、並びに地域への正確な情報提供に努めなければならない。

3 執行機関との関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは総務課をはじめとする行政の関係課であり、議会は主体的役割を果たすわけではなく、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。

特に災害初期段階においては、職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想される。このことから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極めて議会として集約し、職員が初動体制や災害対応に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議会の役割である行政監視機能と議決機能を適正に実行するため、正確な情報を早期に収集、確認することも必要であることから、議会は、議会と町それぞれの役割を踏まえ、情報の共有や協議・調整を主体とする町との協力・連携体制を整えるものとする。

4 議会BCPの発動基準

種別	発動基準
地震	町内において震度5強以上の地震が発生したとき
風水害	時間雨量が40mm又は連続雨量が150mmを超える恐れがあるとき 特別警報が発令されたとき
その他	対規模火災や事故、新型コロナウイルス等感染症、大規模なテロ、ミサイル攻撃などで、相当規模の災害発生又はその他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき

※議会BCPに定める議会の組織体制及び指揮系統等及び議員の行動基準は、町の災害対応と高い関連性を有していることから、上記表内以外における議会BCPの発動基準については、災害対策本部の設置に準拠する。

5 連絡会議

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため災害対策本部の設置後、速やかに連絡会議を設置し、災害対応にあたるものとする。

(1) 構成員

議長、副議長、議運委員長、議運副委員長の4名

(2) 設置・廃止

議長が決定

(3) 意思決定順位

議長、副議長、議運委員長、議運副委員長

(4) 所掌事務

①議員の安否確認

②災害対策本部からの情報収集

③議員からの災害情報の集約及び災害対策本部への情報提供

④災害対策本部からの依頼事項検討

⑤本会議、委員会の開会、関連諸行事の開催、参加の検討

⑥その他議長が必要と認める事項

(5) その他

連絡会議は、議会、議員及び災害対策本部の間において、情報の共有や協議・調整を行うため、必要に応じて議長に全員協議会の開催、並びに対策会議等の設置を要請することができる。

(6) 事務局

議会事務局

6 議員の役割

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、並びに安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。

- (1) 自らの安否、居所、被害状況等を連絡会議に報告し、連絡体制を確立する。
- (2) 連絡会議から招集指示があるまでは、地域の一員として町民の安全確保と応急対応など、地域における活動に積極的に従事する。
- (3) 地域活動などを通して、町が拾いきれない地域の災害情報などを収集する。
- (4) 各地区における被災箇所及び避難場所などの状況について、必要に応じて連絡会議へ報告する。
- (5) 各地区・自治会長と連携を図り、居住地若しくは最寄りの避難所運営支援のほか、各地域の災害支援活動に協力しつつ、被災者に対する相談及び助言等のケアに努める。
- (6) 連絡会議の構成員は、連絡会議が設置された場合には、上記に関わらず連絡会議の任務にあたる。

7 事務局の役割

町において、災害対策本部が設置された場合には、議会事務局職員は、通常業務に優先して、速やかに次表により必要な初動対応にあたる。

勤務時間内	平日の勤務時間外、休日
<ul style="list-style-type: none"> ①自身の安全確保 ②来庁者の避難誘導 ③議員の安否確認 ④議会エリアの施設及び設備の被害状況の確認 ⑤連絡会議の設置・運営準備 	<ul style="list-style-type: none"> ①自身と家族の安否確認及び住居等の被災状況の確認 ②議長及び副議長の安否確認、並びに住居等の被災状況の確認 ③議会事務局職員の安否確認及び住居等の被災状況の確認 ④役場（議会事務局）への参集 ⑤議員の安否確認及び住居等の被災状況の確認 ⑥議会エリアの施設及び設備の被害状況の確認 ⑦連絡会議の設置・運営準備

8 その他

- (1) 議長は、連絡会議を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、速やかに議員派遣の手続きを行うものとする。ただし、議員派遣が直ちに公務災害補償対象となるわけではなく、公務性は活動の内容により判断されるので、議員は、二次災害が起こらないように十分に留意し、安全第一で行動するものとする。
- (2) 議会BCPをより実効性のあるものとするため、災害等における議会と議会事務局の体制の検証・点検を行い、必要の都度見直しを行うものとする。なお、議会BCPの見直しは、議運を中心に行うものとする。
- (3) 災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会事務局を対象とした防災訓練（机上訓練・図上訓練など含む。）の毎年1回以上の実施に努める。

宮代町議会BCP 組織対応イメージ図

【宮代町災害対策本部】

- ・ 被害状況の情報提供
- ・ 災害対応の状況報告

【連絡会議の設置】

- ・ 地域の災害状況の把握
- ・ 要望、提言、意見活動

宮代町議会災害対策連絡会議
《議長、副議長、議運正副委員長》

- ①議員の安否確認
- ②災害対策本部から情報提供
- ③議員からの災害情報集約
- ④災害対策本部への情報提供
- ⑤災害対策本部からの依頼事項検討
- ⑥議会再開に向けて検討
- ⑦防災訓練と計画の評価、見直し

議会事務局

《事務局長、事務局職員》

- ①自身の安全確保
- ②来庁者の避難誘導
- ③議員の安否確認
- ④議会エリアの施設及び設備の被害状況の確認
- ⑤連絡会議の設置、準備、運営

- ・ 安否確認
- ・ 招集
- ・ 情報共有

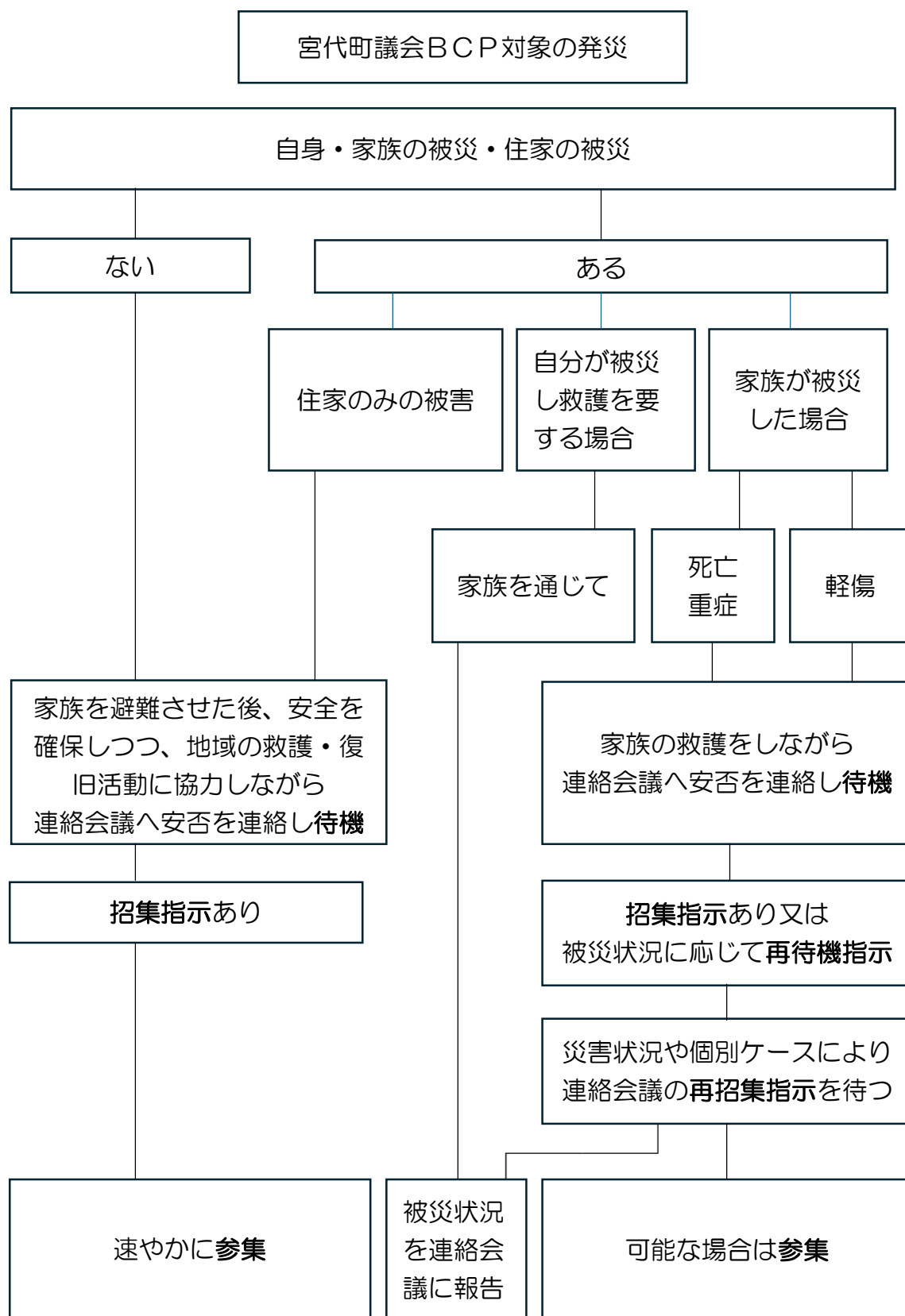
- ・ 安否確認
- ・ 災害情報報告
- ・ 支援活動報告

【議員】

- ①自身の安全確保
- ②地域活動と情報収集
- ③招集への準備

※執行部局への直接の連絡は、情報混乱を招きますので慎重にお願いします。人命に関わること以外は、宮代町議会災害対策連絡会議を通して対策・対応を依頼してください。

議員の参集フロー



宮代町議会災害時対応要領

(目的)

第1条 この要領は、宮代町において地震その他の事象による災害発生時の宮代町議会及び宮代町議会議員（以下「議員」という。）の対応等を定めることにより、宮代町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）と連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与することを目的とする。

(支援本部の設置)

第2条 宮代町議会議長（以下「議長」という。）は、町対策本部が設置されたときは、これに協力及び支援するため、宮代町議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するものとする。

(支援本部の組織)

第3条 支援本部は、支援本部員14人をもって組織し、議員をこれに充てる。

- 2 支援本部に、本部長、副本部長、本部役員及び本部員を置く。
- 3 本部長は、議長の職にある者をもって充て、支援本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
- 4 副本部長は、宮代町議会副議長（以下「副議長」という。）の職にある者をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 本部役員は、各会派の代表者にある議員及び議長があらかじめ指名する議員をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、支援本部の事務に従事する。
- 6 本部員は、議員（議長、副議長、各会派の代表者にある議員及び議長があらかじめ指名する議員を除く。）をもって充て、本部長の命を受け、支援本部の事務に従事する。

(支援本部の事務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援本部員の安否、連絡方法等の確認を行うこと。
- (2) 町対策本部から災害情報の報告を受け、支援本部員に情報提供を行うこと。
- (3) 支援本部員から災害情報を収集、整理し、町対策本部に情報提供を行うこと。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(支援本部員の対応)

第5条 支援本部員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 被災地及び避難所等で情報収集を行い、本部長に報告をすること。
- (3) 支援本部から情報提供を受け、被災地における支援活動に協力をするこ
と。
- (4) 被災者に対する相談又は助言を行うこと。

(災害発生時の参集)

第6条 本部長、副本部長、本部役員及び本部員は、地震その他の事象によ
り、町内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
は、本部長が別に定める基準に従い、本部長が指定する場所に参集するもの
とする。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、町対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるととも
に、支援本部に情報提供する。
- (2) 事務局職員は、支援本部の事務に従事する。

(支援本部の廃止)

第8条 本部長は、町対策本部が廃止されたときは、支援本部を廃止するもの
とする。

2 前項の規定にかかわらず、支援本部長が必要と認めるときは、支援本部を
廃止することができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、
議長が定める。

附 則

この要領は、平成29年3月30日から施行する。

制定	平成29年	3月30日
----	-------	-------

改正	令和4年	5月19日
----	------	-------

議会BCP 行動基準

(地震・風水害編)

初動期①【発災から概ね2日】

- 1 議長等は、直ちに本会議等を休憩又は散会する。
- 2 議長等は、事務局職員に対し、出席者及び傍聴人等の避難誘導や安全確保するための指示をする。
- 3 議長等は、必要に応じて議員を待機させる。
- 4 議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で、被災者がいる場合にはその救出・支援を行う。
- 5 議員は、今後の対応の指示があるまで議会等において待機するとともに、家族の安否確認を行うものとする。
- 6 委員長又は選出議会議員の代表は、被害状況を議長に速やかに報告する。
- 7 議長は、速やかに連絡会議の設置を判断し、決定する。
- 8 連絡会議は、災害関係情報を収集する。
- 9 連絡会議は、災害対策本部と連携を図る。
- 10 議員は、居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力する。
- 11 議員は、被災箇所及び避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議に報告する。
- 12 議員は、連絡会議からの招集に対し、速やかに参集できる態勢を整える。

※議長等：議長、委員長等

※本会議等：定例会、臨時会、委員会、関連諸行事、議会行事等

初動期②【発災から概ね2日】

- 1 議長は、速やかに連絡会議の設置を判断、決定する。
- 2 議長は、速やかに連絡会議を設置した旨を全議員に連絡する。
- 3 連絡会議は、災害関係情報を収集する。
- 4 連絡会議は、災害対策本部と連携を図る。
- 5 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難した上で、自らの安否とその居所及び連絡先を連絡会議に報告する。
- 6 議員は、連絡会議からの指示があるまで、議会BCPに基づき、個人の判断により行動する。
- 7 議員は、地域における被災者の安全の確保及び避難所への誘導等に協力する。
- 8 議員は、居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力する。
- 9 議員は、被災箇所及び避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議に報告する。
- 10 議員は、連絡会議からの招集に対し、速やかに参集できる態勢を整える。

会議等は開催しないよう努める期間

応急期【3日目～7日目】

- 1 連絡会議は、議員から提供された地域の災害情報を集約・整理し、災害対策本部に提供する。
- 2 連絡会議は、災害対策本部から提供された災害情報を全議員に提供する。
- 3 連絡会議は、その他必要な情報を収集し、全議員に提供する。
- 4 連絡会議は、本会議等の再開及び災害対応に関する議会、議員の活動方針を協議する。
- 5 連絡会議は、議長に全員協議会の開催要請、並びに特別委員会等の設置可否について協議する。
- 6 事務局は、本会議等の再開に向けた準備をする。
- 7 議員は、居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力する。
- 8 議員は、被災箇所及び避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議に報告する。
- 9 議員は、地域での災害情報、意見、要望などの収集をする。
- 10 議員は、連絡会議からの招集に対し、速やかに参集できる態勢を整える。

復旧・復興期【8日目～1ヵ月】

- 1 議長等は、災害対策本部に対し、活動状況に配慮したうえで、被災や復旧の状況及び今後の災害対応等について説明を求める。
- 2 事務局は、議会等の開催のため、開催場所の確保などの環境整備を行う。
- 3 議長等は、会議等を開催する。
- 4 議長等は、復旧工事や支援事業等を確認する。
- 5 議会は、復興計画等の確認、調査、審議をする。
- 6 議員は、居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力する。
- 7 議員は、地域での災害情報、意見、要望などの収集をする。
- 8 議会は、迅速な復旧及び復興の実現に向け、必要に応じて国、県その他の関係機関に対して要望活動を行う。
- 9 議会は、復旧及び復興が迅速に進むよう、町民の意見・要望等を踏まえながら、必要に応じ、町に対して提案・提言・要望等を行う。
- 10 議員は、議員活動に専念するよう努める。
- 11 議長は、通常の議会態勢へ移行するよう努める。

議会BCP 行動基準

(新型コロナウイルス等感染症編)

国内発生早期

国内で感染症の患者が発生しているが、埼玉県内では発生していない段階

- 1 議会だより、HP等を活用し、町民に対して、検温、マスクの着用、手洗い、3密の回避等、基本的な感染対策を広報・周知する。
- 2 議員及び議会事務局職員は、検温、マスクの着用、手洗い、3密の回避等、基本的な感染対策の実践を徹底する。
- 3 国外又は発生県からの視察等の受け入れを規制する。
- 4 国外又は発生県からの傍聴希望者に対して、本会議等の傍聴の自粛を要請する。
- 5 傍聴希望者に対し、検温の実施及びマスクの着用を求める。

国内発生期

埼玉県近県で感染症の患者が発生し、感染者が増加している段階

- 1 議員（委員会、諸行事等も含む。）の県外出張を規制する。
- 2 やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。
- 3 帰省後は、別に定める期間について外部との接触を控える、
- 4 体調の変化に細心の注意を払い、異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、議会事務局に結果を報告する。
- 5 県外からの視察等の受け入れを規制する。
- 6 町外からの傍聴希望者に対して、本会議等の傍聴の自粛を要請する。
- 7 傍聴希望者に対し、検温の実施及びマスクの着用を求める。

県内発生期

埼玉県内で感染症の患者が発生しているが、町内では発生していない段階

- 1 連絡会議を設置し、対応方針を協議・決定する。
- 2 連絡会議は、災害対策本部から提供された情報を全議員に提供する。
- 3 連絡会議は、感染症の拡大防止対策及び議会の活動方針を協議・決定する。
- 4 連絡会議は、その他必要な情報を収集し、全議員に提供する。
- 5 議員（委員会、諸行事も含む。）の町外出張を規制する。
- 6 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事等について、開催及び参加を規制する。
- 7 やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。
- 8 帰省後は、別に定める期間について外部との接触を控える。
- 9 体調の変化に細心の注意を払い、異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、議会事務局に結果を報告する。
- 10 町外から視察等の受け入れを規制する。
- 11 町外からの傍聴希望者に対して、本会議等の傍聴の自粛を要請する。
- 12 傍聴希望者に対し、検温の実施及びマスクの着用を求める。

感染拡大期

町内で感染症の患者が発生した段階

- 1 議員（委員会、諸行事等も含む。）の町内・外出張を規制する。
- 2 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事等について、開催及び参加を規制する。
- 3 町内・外からの視察等の受け入れを規制する。
- 4 町外からの傍聴希望者に対して、本会議等の傍聴の自粛を要請する。
- 5 傍聴希望者に対し、検温の実施及びマスクの着用を求める。

まん延期

町内で感染症の患者が多数発生した段階

- 1 議員は、極力外出を避け、リモート活動をする。
- 2 議員（委員会、諸行事等も含む。）の町内・外出張を規制する。
【やむを得ない事情がある場合についても規制する。】
- 3 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事等について、開催及び参加を規制する。
【やむを得ない事情がある場合についても規制する。】
- 4 町内・外からの視察等の受け入れを規制する。
- 5 町外からの傍聴希望者に対して、本会議等の傍聴の自粛を要請する。
- 6 傍聴希望者に対し、検温の実施及びマスクの着用を求める。

小康期

患者の発生が減少し、流行が低い水準となった段階

- 1 町内の患者の発生状況、国・県の動向等を見極め、連絡会議を解除する。
- 2 議員活動の規制を緩和・解除する。
- 3 議員（委員会、諸行事等も含む。）の町内・外出張を緩和・解除する。
- 4 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、状況に応じて開催及び参加の規制を緩和・解除する。
- 5 外部からの視察等の受け入れ規制を緩和・解除する。
- 6 傍聴者の制限を緩和・解除する。